様式第2号(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 火入許可証 | 　 |
| 　 | 　 |
| 第　　　　　号年　　月　　日　　申請人　　　　様出雲市長　　　　　　　　　　　　　　　　　月　　日付けで申請のあった火入れについては、下記のとおり許可します。 |
| 火入場所 | 　 |
| 面積 | 総面積　　　　　ヘクタール |
| 目的 | 　 |
| 期間 | 　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　日間) |
| 火入責任者 | 　 |
| 指示事項 | 1　出雲市火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないでください。2　森林法第22条の規定に基づき、接近している立木竹の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の　　日前までに書面をもって行ってください。3　現地との連絡体制が申請時と変わった場合、火入れ日前に、消防長に届け出てください。 |
| 備考 | 1　森林法第21条及び第22条以外の条項、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、消防法、出雲市火災予防条例その他関係法令等に違反しないよう注意してください。2　許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがあります。 |

[教示]

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。